

# 答 申

(概要版)

千葉県情報公開審査会

## 第1 答申に当たっての基本的な考え方

本県の情報公開制度が、大量請求や大量の異議申立てにより、制度の円滑な運用が阻害されている状況にあることから、制度面からの見直しや、実施機関の情報公開への取組の問題等について検討が必要とされていた。

そのような中、設置された、情報公開推進委員会から「情報公開の推進に関する提言」が出された。

この提言の内容のうち、条例改正を伴うもの等、制度の基本に関わる事項について、当審査会に諮問があった。

この諮問について、当審査会は、県の附属機関として情報公開制度の運営に関して、調査審議や建議の権能を有し、不服申立て案件の審査に携わっている立場からの検討が要請されたものとする。

当審査会は、このような諮問の趣旨を踏まえ、独自の立場から検討を加えるとともに、情報公開制度の円滑な運用を確保するために、より実効性のある施策を提案することを旨として、この答申をまとめた。

したがって、この答申は、実効性の観点から速やかに取り組むべき施策について、方向性を示すとともに、当審査会が独自の立場から提案すべきものを数多く盛り込んだ。

## 第2 諮問事項に関する意見

### 1 情報公開推進委員会の提言に係る事項

#### (1) 知る権利を条例の目的規定に明記することについて

知る権利については、現行条例において、情報公開制度を一層推進するための基本的な理念として、前文に明記されているところである。

この知る権利を目的規定に明記する必要性等に関しては、それぞれ相違する意見があった。

(2) 個人情報の規定を改めることについて

個人情報の規定の改正は、プライバシーの範囲を明確化することの困難性や、個人情報保護法制との整合を十分考慮しなければならず、規定としては、当面、個人識別型を維持すべきである。

なお、個人情報に関する判例等の動向を踏まえて、不必要に不開示の範囲が広がらないよう、プライバシー保護に留意しつつ運用を行っていくべきである。

(3) 特例条例を廃止し、本体条例と一体化することについて

特例条例については、不開示情報に関する開示の特例を定めたものであるが、現在では、公務員情報に関係する最高裁判例等により開示される情報も多く、法体系の面からも特例条例を廃止し、本体条例（現行条例）と一体化すべきである。

(4) 存否応答拒否処分の適用範囲を限定することについて

「存否応答拒否は、不開示決定の方法の一つであり、適用すべき場面は、合理的に限定された不開示事項すべてにあるので、適用範囲を限定すべきでない。」とする意見と、「存否応答拒否は、決定に対する請求者の権利救済の意味で、他の不開示決定とは異なる面を有するので、適用範囲を限定すべきである。」との意見があった。

いずれの場合であっても、その適用に当たっては、請求者の権利を不当に侵害することのないように適正な運用が求められる。

なお、情報公開推進委員会の提言にある、情報公開オンブズマン（仮称）への事前協議の義務付け等については、その必要性も含めて慎重に検討すべきである。

(5) 審議会等の会議の原則公開を条例に規定することについて

審議会等の審議は、県の政策形成過程の重要な情報であるから、不開示事項を審議するもの等を除き、原則公開を徹底すべきであり、条例にその趣旨を明記することを検討すべきである。

(6) 県民の意見を反映する機関としての情報公開推進会議（仮称）の設置及びその権能について

情報公開制度の在り方について、県民各界各層の意見を取り入れ、検討する機関として、新たな第三者機関（情報公開推進会議（仮称））を設置することは、有意義であると考えられる。

その意味で、委員に公募による一般県民を含める等、組織の構成に配慮すべきである。

この場合、情報公開審査会は、原則として不服申立て案件の審査を担当し、個別の案件の審査を踏まえて、意見表明をすることができるものとすべきである。なお、情報公開推進会議（仮称）と委員の兼任はすべきでない。

また、組織の検討に当たっては、個人情報保護制度における組織の在り方も視野に入れるべきである。

(7) 調停機能を有する第三者機関としての情報公開オンブズマン（仮称）の設置及びその権能等について

円滑な制度運用が阻害されている現状を改善するために、第三者機関の必要性は否定できないところであるが、第三者機関として別個独立の組織を設置するのではなく、情報公開推進会議（仮称）に円滑な運用の阻害要因の解消に向けた活動を行う機能を持たせることを検討すべきである。

なお、実施機関と開示請求者等の間に発生する諸問題は、第一義的には実施機関において解決に努力すべきであり、安易に第三者機関に解決を委ねるべきではない。

(8) 大量請求を理由とする拒否処分について

現行条例第6条に権利濫用の禁止規定があるものの、適用された事例はない。今後、大量請求への対処として、拒否処分を行うに当たっての基準を作成すべきである。

なお、第三者機関を活用することは、処分の公平性・客観性の確保の観点と、手続の複雑化による支障等を総合的に勘案して、十分な検討を行うべきである。

(9) 手数料制による大量請求の抑止について

大量請求に対する対応として、手数料を課すことについては、次のような異なる意見があった。

- ・ 費用の公平な負担を求めるという観点から、手数料を課すことに理由がないとはいえず、情報公開制度の性格を考えたとしても、一概に手数料を否定すべきでない。
- ・ 大量請求の問題は、不適正な請求にいかに対処するかの問題であり、手数料制とは分けて考えるべきである。
- ・ 情報公開制度は、利用されることによって発展してきた側面があるので、手数料を課すことは適当でない。

2 その他制度改善に資する事項

(1) 文書管理について

文書管理の問題は、情報公開制度にとって車の両輪であり、非常に重要であるが、当審査会における異議申立て案件の審査においても、文書の存在等をめぐって、文書管理が不適正な事例も見受けられた。

文書管理に関する現在の運用には、指摘すべき問題点があるので、これらの改善に向けた取組が必要である。

(2) 情報化の推進について

開示請求手続に係る情報化の現状については、次のような問題点が指摘できる。これらの事項に関しては、開示請求者の利便性の向上や、情報公開事務の処理の迅速化の観点から、改善に向けた取組が必要である。

- 1 行政文書目録閲覧システムの検索可能範囲が限定的で十分でない。
- 2 ファクシミリやEメールによる開示請求が認められていない。

(3) 情報提供の推進について

県民に対する説明責任を全うし、開かれた県政を実現していくためには、開示請求によるまでもなく、広く県民に情報を公表・提供する仕組が充実していることが大切であり、特に県政に関する情報は県民がいつでも見られるようにしておくことが大切である。その意味で、情報提供は非常に重要な施策である

ので、県民のニーズに応じた情報提供を一層推進すべきである。

(4) 異議申立て案件の処理について

異議申立ての処理に関して、速やかな諮問と迅速な処理のため、標準的な処理期間を定めることなどを検討すべきである。

また、異議申立て案件の処理を円滑に進めるためにも、異議申立てがあった場合等に、開示・不開示の決定が的確に行われているか、実施機関自らが速やかに見直すことが必要であり、特に堆積する異議申立て案件については、判例や答申先例に基づき、現在の運用に照らして、諮問前に決定の見直しを行うべきである。

(5) 条例による請求対象文書の拡大等について

現行条例が、旧公文書公開条例施行以前の行政文書について、開示請求の対象としていないことは、説明責任の観点から不十分であり、これらの行政文書についても開示請求の対象とするなどの見直しをすべきである。

また、不開示条項の適用が文書の作成等の年度によって異なる点も、一般的に分かりづらいので、条例の適用範囲を見直すべきである。

(6) 職員の意識について

県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図るためには、情報公開制度の運営に携わる職員一人ひとりが、県民への説明責任を正しく認識し、情報公開事務を的確に執行していくことが重要である。

したがって、制度面の改善と併せて、研修等を通じて、職員の説明責任に対する意識を高め、情報公開制度の運用に必要な知識を習得させるための取組に一層努力すべきである。